

令和 7 豊商議第 10 号

令和 7 年 8 月 8 日

事 業 主 各 位

豊前商工会議所

会 頭 上 田 大 作

特定商工業者法定台帳作成についてのお願い

残暑の候、皆様におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、商工会議所では、商工会議所法で定められた特定商工業者制度に基づき、地区内における特定商工業者の法定台帳を作成するよう義務づけられております。

つきましては、本年も法定台帳更新のため、調査をさせていただきます。

下記に該当する事業所につきましては登録が必要となりますので、別紙「商工業者法定台帳」にご記入の上、FAXまたはメールにて **9 月末日まで**にご返信下さいますようお願い申し上げます。（台帳の様式はホームページからダウンロードできます。）

<https://www.buzen-cci.or.jp/>

なお、「前年度コピー（控）」が同封されている事業所につきましては、変更がない場合は事業所名のみで結構ですが、可能な限りすべての事項にご記入をお願いいたします。

記

特定商工業者とは…4 月 1 日現在において、6 カ月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者で、次のいずれかに該当する事業所が対象となります。

（商工会議所法第 7 条）

①資本金額又は払込済出資総額が 300 万円以上の法人

②常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業については 5 人）以上の事業所

法定台帳とは…特定商工業者を対象に規模・事業の概要を記載したものです。

市内の商工業の実態を正確に把握し、商工業者の斡旋・紹介を行うための台帳です。

返信先…豊前商工会議所 FAX：0 9 7 9－8 3－2 9 7 6

E-mail:buzencci@lime.ocn.ne.jp

* お問合せ先 *

豊前商工会議所 総務課

担当：長野（Tel 0979-83-2333）